

令和4年度

第9回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 9 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年11月17日(木)午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 ペガサート 6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員(18人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己
4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 7番 大塚 師輝
8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代 10番 小村 寿文
11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美
16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均
19番 森田 早苗

4 欠席委員 6番 大石 泰子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 非農地証明申請について

議案第54号 農業委員会が定める別段の面積の決定について

議案第55号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第35号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消について

報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第38号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、

主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 　　ただいまから、令和4年度第9回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日6番 大石 泰子委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 　　10番 小村 寿文委員、11番 佐藤 操委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、最初に議案第50号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第50号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり10件でございます。

議長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　　1班です。整理番号69番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、第三者からの贈与による所有権移転です。整理番号70番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号71番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、親族からの贈与による所有権移転です。整理番号72番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

3番 　　以上、職員から説明がありました4件については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 　　整理番号73番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は高齢となったため、所有する農地を孫に贈与するものです。整理番号74番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、

贈与者は市外に住んでおり、農地を耕作することができないため、所有する農地を隣接農地の所有者に贈与するものです。整理番号75番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接農地を所有しており、経営規模を拡大するため、譲渡人は、高齢となり耕作することが困難となったため申請に及びました。

19番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号76番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、知人である譲渡人が要望に応えるということで申請に及びました。整理番号77番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、譲受人は農業協同組合で、農事指導用の圃場を探していたところ、譲渡人と話がまとまり申請に及んだものです。今回の譲受人の農業協同組合は下限面積を満たしておりませんが、下限面積の特例、農地を取得しようとする者が法人であって、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合に該当します。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模の拡大を希望していたところ、親戚の譲渡人と話がまとまり、要望に応えるということで申請に及んだものです。

18番 以上、職員から説明がありました3件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第50号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第51号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり2件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑です。申請事由ですが、以前より近隣の複数の事業者から露天駐車場としての要望があり、所有者に相談したところ露天駐車場として整備し、貸し出す事で話しがまとまり申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ、代替性についても検討され、転用面積も適当と思われ。

3 番 以上、職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断しました。

事 務 局 2班です。整理番号11番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。こちらは第7回総会において申請がありましたが、境界が不明確など、事業計画再検討のため、取り下げとなった案件です。境界が確定したため再申請となりました。申請事由ですが、申請地を資材置場及び駐車場に転用し、貸し出したいとの申し出があり申請に及びました。貸し出し先は駿河区で建設業を営む法人です。この法人は、土地区画整理事業により、現在使用している資材置場が使用できなくなるため、土地区画整理組合も交えて申請人に相談があり、話がまとまり貸し出し予定となっています。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ、代替性も検討され、転用面積も適当と思われ。

1 9 番 ただいま職員から説明がありました整理番号11番の案件につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞き取り調査を行いましたので報告します。まず、今回の申請経緯について確認しました。申請人は申請地を資材置場に転用し、貸し出す予定です。借主は駿河区で建設業を営む法人です。この法人は、土地区画整理事業により、現在使用している資材置場が使用できなくなるため、移転先として申請地を利用予定となっています。申請地の北側を角パイプや木材、加工パネルなどを置く資材置場に、南側を従業員駐車場として利用します。前回申請時には不明確であった境界も確定していたため、今回確認を行いました。確定した境界よりも内側にアスファルトで擁壁を作り、整地を行います。申請地は傾斜地であるため、最も低い所では擁壁が1.8m程度となるそうです。その上に鋼板で囲いを作り、入口はジャバラゲートを設置します。周辺の土地所有者にも了承を得ているとのこ

とでした。以上のことから、整理番号11番について、2班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号10番については、複数の事業所に対して貸し出しを行うので、4条申請で所有者が転用し、貸し出すというのはわかるが、11番については貸し出し先が1カ所であり、4条でも5条でも申請が可能だと思うが、4条申請なのは何か理由があるのか。

事務局 申請地は現在耕作されておらず荒廃しており、その整備も含め、資材置場への転用を所有者が実施し、その後に貸し出しを行うため、本申請は4条申請となっています。

議長 発言もないようですので、議案第51号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第51号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第52号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり5件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号58番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在の住まいが老朽化し、子供の成長と共に手狭になり自然豊かなところで生活をたく、所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号59番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は隣接地で物流団地協同組合を営んでいる法人です。現在、5社からなる協同組合ですが、そのうち2社の敷地が手狭となり、規模拡張したく所有者に相談したところ話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等に

については、特に問題ないと思われます。

3番 以上、職員から説明がありました整理番号58番については、1班としては許可相当と判断しました。

整理番号59番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を行いましたので報告します。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、静岡市内の一般貨物自動車運送業5社からなる協同組合は、トラック駐車場や保管倉庫の集約化による業務の効率化、成長に必要な事業用地の確保などのため、平成28年11月に物流団地を建設し事業をはじめました。申請の経緯としては、5社の内2社が敷地の拡張を望み、1社は市内にある事業所を申請地に集約したく、もう1社は、事業規模の拡大を望んだことによるものであります。両社とも、現在、20台ほどのトラックを保有しておりますが、集約する会社が40台ほど、事業拡大の会社が20台ほど大型トラック、トレーラーが増える予定であります。盛土条例に関しても、県盛土対策課に説明し条例許可不要を確認しております。周辺の所有者等にも説明し了承を得ているとのこと。被害防除の点については、コンクリート壁の上にフェンスを設置するとのこと。調査終了後、誓約書の提出もされております。以上のことから、整理番号59番についても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号60番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権設定の申請です。申請人は建設業を営む法人です。申請事由ですが、隣接する宅地に、土地区画整理事業に関する工事現場事務所を建設するため、申請地をその事務所の駐車場として使用したいと考え、申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく転用面積も相当と思われます。整理番号61番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、一時転用での賃借権の設定です。申請人は、土木建設業を営んでいる法人です。申請内容は、現在、東名高速道路の橋脚補修工事を実施しており、その工事に必要なクレーンを置き、作業敷地として使用するものです。転用期間は1年10カ月間です。なお、農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当し、工事終了後は、農地へ復元する旨の作付け誓約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

19番 以上、職員から説明ありました2件につきまして、2班としては許可相当と判

断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号62番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は市内で不動産業等を営む法人で、申請地に隣接する宅地を事務所として購入したため、申請地をバイク、自転車等をおくための駐車場として一体利用したく申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われまふ。

18番 以上、職員から説明ありました1件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第52号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第53号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり3件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号25番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、平成13年10月に、堆肥置場を建築し、現在に至ります。証明基準「2」の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年11月4日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

19番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することと判断しました。

事務局 3班です。整理番号26番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。申請地は昭和60年頃、地すべり防止として法面ができたことにより耕作ができなくなり現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いた

ことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年11月2日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地を確認していただきました。整理番号27番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。申請地は昭和42年以前に祖父がガレージを建築し現在に至ります。証明基準「2」の建築物が設置されている土地に該当します。令和4年11月2日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地を確認していただきました。

18番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては承認することと判断しました。

議長 ただいまの議案第53号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第53号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第53号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第54号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第54号朗読】**

別段の面積案は11ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 下限面積については、原則50aですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めることができるとなっており、一部の地区の50aを除き、地域ごとに20a、30aに下限面積が緩和されています。このほか、静岡市においては、平成31年4月に施行しました中山間地域空き家情報バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度がございます。今年度は第7回総会で1件あり、中山間地域の空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度を利用した7件目の事例となります。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、転居をする予定です。今回、住宅の隣接地の農地については今後、申請者と妻が野菜の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は30aですが、今回の申請により記載のとおり別段の面積となります。なお、この決定を受け、12月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることとなります。

議長 ただいまの議案第54号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第54号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第55号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第55号朗読】**

申出は13ページに記載のとおり2件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 整理番号32です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。10月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号33です。こちらの生産緑地は平成20年、平成25年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。11月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第55号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第55号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第55号は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 ここからは報告事項に入ります。

報告第34号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第34号朗読】**

通知は15ページ3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 合意解約について説明させていただきます。整理番号63番については、耕作者が経営の見直しによる規模縮小のため、合意解約しました。整理番号64番と65番は同一の案件です。地権者が自ら耕作をするため、合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第34号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 整理番号65番は面積が1,060㎡の内444㎡とあるが残りはどうなってい

るのか。

事務局 はじめから1,060㎡の内444㎡だけ借りていました。
議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第34号を終わります。
次に、報告第35号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第35号朗読】**

届出は17ページから22ページの51件がございました。その内訳は、4条の転用が15件、5条の転用が36件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が33件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第35号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第35号を終わります。
次に、報告第36号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第36号朗読】**

申出は24ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第36号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第36号を終わります。
次に、報告第37号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第37号朗読】**

届出は26ページ、27ページの20件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第37号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第37号を終わります。
次に、報告第38号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第38号朗読】**

申出は29ページ、30ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを証明するものです。整理番号10は9月15日、整理番号11は9月29日、整理番号12は10月18日に最適化

推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議長 ただいまの報告第38号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第38号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第9回総会を閉会いたします。